広島県情報公開・個人情報保護審査会 (諮問(情)第292号)

第1 審査会の結論

広島県知事(以下「実施機関」という。)が本件異議申立ての対象となった 行政文書について不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成19年6月17日付けで、広島県情報公開条例(平成13年広島県条例第5号)第6条の規定により、実施機関に対し、原田川の一部で採用したボックスカルバート方式の箇所並びに平成19年5月25日付け東広建竹第55号の行政文書不存在通知書及び平成19年5月25日付け東広建竹第54号の行政文書開示決定通知書による処分(以下「不当な開示処分」という。)の該当箇所である大崎上島循環線(県道65号線)との交差地点(以下「本件交差地点」という。)における砂防設備の占用許可申請並びにその承認の事実を記載している行政文書並びに本件交差地点は、砂防設備を占用する行政機関が広島県そのものであることから、当該占用許可申請に代わる手続(法的な根拠)をもって建設された場合は、そのことが確認できる行政文書(以下「本件請求文書」という。)の開示の請求(以下「本件請求」という。)をした。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、不存在を理由とする不開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、平成19年6月28日付けで、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成19年7月8日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法(昭和37年法律第160号。平成26年法律第68号による改正前のもの)第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件請求文書を開示するよう求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が,異議申立書で主張している異議申立ての理由は,おおむね次のとおりである。

(1)本件処分は、本件請求文書を隠匿する目的で強行された不当な処分であり、 平成15年7月7日付け指令東広建竹第19号による不許可の処分及び平成19年5月8日付け指令東広建竹第38号による不許可の処分という二度にわたる 不許可処分(裁量権の濫用)によって闇に葬り去ろうと画策している平成15年4月22日付け砂防指定地内制限行為・砂防設備占用許可申請書及び普通河 川等土木工事許可申請書との間に重大な関連性がある。その関連性の内容は、 平成18年10月16日付け「砂防指定地内普通河川郷川における橋梁設置許可 申請について」の中で、東広島地域事務所長が記述した「橋梁の桁下高は、 橋梁の上流側で右岸護岸天端高に 50 センチメートル加えた高さになるよう設計を変更してください。」という指示に係る法定根拠を隠匿するためというものである。

(2) 原田川の一部は、ボックスカルバート方式を採用したため、橋梁という形態でなくなった場所があり、当該方式への変更場所における法令違反の疑義もさることながら、大崎上島循環線(県道65号線)との交差地点においては、橋梁(構造物)の桁下高が1メートル程度しかなく、異常に低くなっていることから、橋梁等設置基準を含む計画高水流量及び計画高水位などの設置基準を充足していない疑いがある。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で主張する本件処分を行った理由は、次のとおりである。

開示請求の趣旨に該当する行政文書を保有していないことから,本件処分を 行ったものである。

本件請求の対象となるボックスカルバートは,基本的に地形・地質の諸条件によりやむを得ず設置された砂防設備以外の設備・施設である。

この砂防設備以外のボックスカルバートとしては、占用等許可を受けているボックスカルバート(以下「占用等ボックスカルバート」という。),実施機関が補償工事で設置したボックスカルバート(以下「補償ボックスカルバート」という。),実施機関、市町の道路整備担当部署が県道、市町道として設置したボックスカルバート(以下「県道等ボックスカルバート」という。)及び砂防指定地として指定される前から設置されていたボックスカルバート(以下「指定前ボックスカルバート」という。)が存在すると考えられる。

そして、本件請求の対象となる文書の特定に当たり、これらのボックスカルバートのうち、占用等ボックスカルバートの占用等許可に係る占用等許可申請 書及び当該申請に対する許可審査に係る起案文書を検索したところ、該当する 文書は存在しない。

補償ボックスカルバートについては、本来、設置後の所有者となる者は占用等許可を受ける必要がある。本件請求の対象となる地域の補償ボックスカルバートが設置されたと考えられる平成14年以前は、広島県砂防指定地管理規則(昭和46年広島県規則第3号。以下「管理規則」という。)により砂防指定地の管理を行っていたが、管理規則には占用許可に係る許可期間の定めがなかったため、更新という概念がなく、申請手続が省略されてしまったものと思われる。

なお、その後制定された広島県砂防指定地管理条例(平成 14 年広島県条例第 47 号。以下「管理条例」という。)においても、管理規則で許可した物件については、当該施設の存する日まで設置を認めており、改めて占用許可を取るような指導は行っていない。

県道等ボックスカルバートについては、県道の場合、当時は道路管理者としての地域事務所長が、砂防河川管理者としての地域事務所長の許可を得ることなく施工している例が多く、県道として設置されたボックスカルバートについても占用等許可申請書は提出されていない。また、当該ボックスカルバートの工事関係書類には、ボックスカルバートとした理由が記載されている可能性も

あるが、工事関係書類の保存年限は5年であり、本件請求時点で保存年限内の 文書は存在しなかった。一方、市町道の場合は、上記と同様、市町がボックス カルバートを設置した際、更新を必要としない占用申請手続が省略されてし まったものと思われる。

指定前ボックスカルバートについては、砂防指定地として指定される前に設置されていた設備は、改修等を行うまでは、特に占用許可に係る書類等を砂防河川管理者に提出する必要はないところ、本件請求時点までに改修等を行ったボックスカルバートはなく、指定前ボックスカルバートに係る文書は存在しない。

以上のことから、占用等ボックスカルバートに係る占用等許可申請書を検索 したところ、本件請求の対象となっている箇所についてはそのような文書はな く、補償ボックスカルバート、県道等ボックスカルバート及び指定前ボックス カルバートに係る文書に関しては、本件請求の対象となり得るものを所有して いない。

第5 審査会の判断

1 本件処分の妥当性について

砂防指定地における行為については、管理規則及びその後制定された管理条例により、必要な規制が行われている。砂防設備を占用しようとする者は、管理規則及び管理条例の規定により、実施機関の許可が必要とされており、その申請に当たっては、関係書類を添えて、占用許可申請書を実施機関へ提出しなければならない。

このうち、占用しようとしている者が国又は地方公共団体である場合は、管理規則第5条及び管理条例第6条の規定により、実施機関との協議が成立することをもって、上記の許可を受けたものとみなされている。

このため、異議申立人がいう「占用許可申請に代わる手続」とは、国又は地方公共団体と実施機関との間による上記の協議と考えられる。

そして、本件請求の対象となっている本件交差地点における砂防設備の占用物件は、先に当審査会で審議した諮問(情)第 280 号の内容からすると、ボックスカルバートとして整備されているものである。

当審査会において,原田川を管轄区域とする部署における原田川の占用許可申請(協議)の状況を示す書類を確認したところ,ボックスカルバートの占用許可申請(協議)は行われていないことが確認できた。

請求対象箇所のうち、本件交差地点におけるボックスカルバートについては、当審査会において先に審議した諮問(情)第 280 号における実施機関の説明によれば、県道工事の一環としてボックスカルバートが整備されているものである。そして、当該箇所は、平成元年度から平成5年度にかけて工事が行われていたが、県道として設置されたボックスカルバートの場合、当時は道路管理者としての地域事務所長が、砂防河川管理者としての地域事務所長と文書で協議することなく施工している例があり、本件交差地点に係るボックスカルバートについても占用許可申請(協議)は行われていないということであった。

次に,本件交差地点におけるボックスカルバート以外のボックスカルバート について,実施機関は,設置経緯等は不明であるとしているが,実施機関の理 由説明書における説明を踏まえると,次のいずれかの理由から,本件請求文書 が存在しないと考えられる。

補償ボックスカルバートである場合、本来、その管理者となる者から、占用許可申請(協議)がなされるべきものであるが、上記のとおり、原田川においてボックスカルバートの占用申請(協議)に関する書類は提出されていない。

また、町道整備に伴うボックスカルバートである場合、本来、当該ボックスカルバートの管理者となる町から、占用許可に関する協議がなされるべきものであるが、実施機関と町との間で、文書での手続が省略された実態があったものと考えられる。

さらに、指定前ボックスカルバートである場合、砂防指定地として指定される前に設置されていた設備は、改修等を行うまでは特に占用許可(協議)に関する書類を砂防河川管理者に提出する必要がないところ、実施機関によれば、本件請求時点までに改修等を行った指定前ボックスカルバートはなかったとのことであった。

以上のことから,本件請求文書については,作成又は取得していないと実施 機関が説明していることは,当時の状況を踏まえると,不自然とまではいえな い。

したがって,実施機関が本件請求の対象となる文書は存在しないとして本件 処分を行ったことは妥当である。

2 異議申立人のその他の主張

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 19. 8. 1	・諮問を受けた。
令和元. 5. 7	・実施機関に理由説明書の提出を要求した。
令和元. 7. 22	・実施機関から理由説明書を収受した。
令和元. 9. 2	・異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・異議申立人に意見書の提出を要求した。
令和2.7.28 (令和2年度第3回第1部会)	・諮問の審議を行った。
令和2.8.31 (令和2年度第4回第1部会)	・諮問の審議を行った。
令和 2. 9. 28 (令和 2 年度第 5 回第 1 部会)	・諮問の審議を行った。

参考

答申に関与した委員(五十音順)

井 上 嘉 仁 (部 会 長)	広島大学大学院准教授
内 田 喜 久	弁護士
横山美栄子	広島大学教授